

「公益法人に対する支出の点検」(平成25年度)について

● 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)において、公益法人に対する支出について、各府省における支出の在り方等に係る見直しの仕組み等を活用し、その点検・見直しを行うこととされている。

● これを踏まえ、当庁における平成25年度の公益法人に対する支出について、以下の通り点検を行った。

＜点検の対象となる支出＞

1件あたり1千万円以上のもののうち、前年度において、同一法人に対し同一又は類似の内容で支出されているもの又は随意契約若しくは一者応札となっている契約による支出。

＜点検の観点＞

- ① 支出そのものについて必要性があるか。
- ② 支出が必要であっても、競争性を高めるなどにより効率的・効果的な支出とできないか。

● 当庁において点検対象となる公益法人に対する支出は、公益財団法人財務会計基準機構に対する支出であり、上記「点検の観点」から検証を行った結果は以下の通り。

1.＜公益財団法人財務会計基準機構＞

【支出の内容】平成25年度支出額 33,295千円(契約額:140,445千円(平成30年3月31日までの複数年契約)) (前年度に同一法人に支出)

本法人は、国際会計基準審議会等の世界の主要な会計基準設定主体と連携し、会計基準のコンバージェンスへの取組みを行っており、当庁は、国際会計基準審議会への出席や討議資料の調査分析について委託している。

① 我が国の会計基準の整備を図るため、国際会計基準審議会への出席や討議資料の調査分析を委託することは、国際会計基準の策定・改訂作業に対し、我が国としての考え方を効果的に発信し反映させていくために必要不可欠である。

② 平成24年7月に公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象事業としたことを受け、25年度以降の契約について、一般競争入札(総合評価落札方式)に移行した。

● 平成25年度の当庁における公益法人に対する支出に係る点検の結果を踏まえ、今後、必要な見直しについて実施していくとともに、引き続き公益法人に対する支出内容を注視していくこととしたい。